児童手当等の所得制限について

広島市 City of HIROSHIMA

【審査対象となる所得とは】

⑴ 請求者（受給者）本人の所得が対象です（世帯の所得ではありません。）。

※ 父母ともに所得がある場合等は、生計を維持する程度が高い方（原則として所得が高い方）が請求者（受給者）となります。

⑵ １月～５月分までの児童手当等は前々年の所得、６月～１２月分までの児童手当等は前年の所得が対象です。

⑶ 各年の１月１日現在広島市以外にお住まいだった方（住民税が広島市以外から課税される方）は、そのお住まいだった市区町村長が発行した所得証明書（上記⑵の所得、控除額、扶養親族等の人数が記載されたもの）を提出してください。ただし、マイナンバー制度による情報連携により確認できるときは、省略することができます。

手順１　審査対象所得を計算します。

所得額 － **控除額** － ８万円 ＝ **審査対象所得Ⓐ**

所得額

次の所得額の合計
- 総所得（※１）
- 退職所得
- 山林所得
- 土地等に係る事業所得等
- 長期譲渡所得(土地・建物等)
- 短期譲渡所得(土地・建物等)
- 先物取引に係る雑所得
- 条約適用利子等
- 条約適用配当等

控除額

次の控除額の合計
- 雑損控除
- 医療費控除
- 小規模企業共済等掛金控除額
- 障害者控除

（控除相当額）

　27 万円（特別 40 万円）
- ひとり親控除

　35 万円
- 寡婦控除

　27 万円
- 勤労学生控除

　27 万円

８万円：社会保険料相当額として一律に控除

※１　総所得とは、給与所得(※２)、事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、一時所得、雑所得、譲渡所得（土地・建物等以外）の合計額です。
　なお、給与所得又は雑所得（公的年金等に係るものに限る）を有する場合、その合計額から 10 万円を控除した金額を用います。

※２　給与所得とは、給与支払額ではありません。源泉徴収票では、「給与所得控除後の金額」欄の金額です。

手順２　所得制限限度額を確認します。

扶養親族等の数	所得制限限度額　Ⓑ		所得上限限度額　Ⓒ	
	所得額（万円）	収入額（万円）（給与所得者の目安）	所得額（万円）	収入額（万円）（給与所得者の目安）
０人	622	833.3	858	1,071
１人	660	875.6	896	1,124
２人	698	917.8	934	1,162
３人	736	960	972	1,200
４人	774	1,002	1,010	1,238
５人	812	1,040	1,048	1,276

- 扶養親族等の数は、１月～５月分の児童手当等は前々年の、６月～12 月分の児童手当等は前年の 12 月 31 日において生計を維持したものの数をいいます。
- 扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、１人につき 38 万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70 歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは 44 万円）を加算した額となります。

手順３　審査対象所得Ⓐと所得制限限度額Ⓑ・所得上限限度額Ⓒを比べて、支給額が決まります。

Ⓐ＜Ⓑ → 児童手当

児童の年齢	児童手当の支給月額
３歳未満	一律１５，０００円
３歳から小学校修了前まで	１０，０００円（第３子以降は１５，０００円）
中学生	一律１０，０００円

Ⓑ≦Ⓐ＜Ⓒ → 特例給付

児童の年齢	特例給付の支給月額
３歳未満	一律５，０００円
３歳から小学校修了前まで	
中学生	

Ⓒ≦Ⓐ → 支給なし